

※ ○印は法人調査書の質問項目と関連する番号を示しています。

## 自己点検シート

内部統制（法人経営）

※ 非該当項目は斜線／を引いてください

区分	項目	事項	根拠法令等	はい ○	いいえ ×
運営等	1	理念、方針	経営理念及び経営方針を定め、会議体（理事会・評議員会等）での当該事項の検討、共有を図っているか。	法第24条第1項	
	②	計画	中・長期経営計画を作成し、会議体（理事会・評議員会等）での当該事項の検討、共有、進捗確認等を行い、経営の効率・安定化に努めているか。	法第24条第1項	
定款	3	法律等	定款変更は定款に定める手続きを経ており、社会福祉法等に沿ったものとなっているか。	法第45条の36	
	④	細則	定款に基づき細則を作成しているか。	定款例第40条	
	5	設立当初	設立当初の評議員（会計監査人設置法人は会計監査人）を定款に記載しているか。（平成29年4月1日以降設立法人）	法第31条第3項、第4項	
	⑥	備置き 閲覧	（所轄庁認可等を受けた直近の）定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置いているか。また閲覧請求等があった場合適切に応じているか。	法第34条の2	
評議員	⑦	選任方法 適格性要件	評議員は評議員選任機関により選任され、その適格性要件、構成は適正であるか。（法人の適正な運営に必要な識見を有する者か/法40条に掲げる適格性のないもの（法人、成年被後見人等）が選任されていないか/役員や職員ではないか/各評議員について、特殊の関係があるものが含まれていないか/各役員の特権関係者が含まれていないか）	法第39条、第40条、定款例第6条	
	⑧	数、任期	評議員の数（理事を超える数）、任期（4年以内、ただし定款で最長6年まで伸長可）は適切か。	法第39条、法第40条第3項、法第41条第1項	
	⑨	欠席	欠席が継続している等、名目化、形骸化した評議員がいないか。	指導監査実施要綱I3(1)2、審査基準第3の1	
	10	欠員	欠員が生じた場合、速やかに補充を行う等、適切に対応しているか（なお、欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまでなお評議員としての権利義務を有する）。	法第42条	
	11	補欠 評議員	補欠の評議員（定款で定めた評議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の評議員を選任しておくことができる。）の選任を行う場合、定款等に従い適切に選任しているか。	法第42条第2項	
	12	補欠評議員の任期	補欠の評議員を選任するに当たって、任期満了前に評議員が退任し補欠評議員の任期を当該退任評議員の任期満了時までとする場合には、定款に当該事項を記載しているか。	法第41条第2項、定款例第7条	
評議員会	13	招集等	評議員会の招集は適切か（理事が招集を適切に行っているか/理事が適切に評議員会の招集を行わない場合には、評議員自らが招集の請求を行う等の措置をとっているか/招集手続を省略する場合は全員の同意を得ているか）。また、評議員会において特定の事項について説明を求められた場合には、理事及び監事は適切に説明を行っているか。	法第45条の9第3項、第4項、第10項（一般法人法第183条準用）、法第45条の10	
	⑭	定時 評議員会	定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集、開催されているか。	法第45条の9第1項	
	15	開催	定時評議員会以外の評議員会の開催（時期・回数等）は適切か（必要な場合に開催しているか）。	法第45条の9第2項	
	16	決議	評議員会及び評議員会での決議は有効に成立しているか。（書面出席をしていないか（全員の同意による書面決議は可）/普通決議の際には定足数（議決に加わることができる評議員の過半数）及び決議要件（出席評議員の過半数の賛成）を満たしているか/特別決議の際には3分の2以上の決議要件を満たしているか/決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか）	法第45条の9第6項～第8項、第10項（一般法人法第194条準用）	
	⑰	議事録 （作成）	議事録が、書面又は電磁的記録をもって適切に作成されているか。	法第45条の11第1項	
	⑱	議事録 （備置き、 閲覧）	評議員会の日から10年間議事録を主たる事務所に、5年間議事録の写しを従たる事務所に備え置いているか。評議員及び債権者からの閲覧・謄写請求があった場合、適切に対応しているか。	法第45条の11第2項～第4項	
理事	⑲	選任方法 適格性要件	理事は評議員会により選任され、その適格性要件、構成は適正であるか。（社会福祉事業の経営に関する識見を有する者か/福祉に関する実情に通じている者か/法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者か/親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えていないか（ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人）	法第43条、第44条	
	⑳	数、任期	理事の数（6名以上）、任期（2年以内、ただし定款で短縮可）は適切か。	法第44条第3項、法第45条	

※ ○印は法人調査書の質問項目と関連する番号を示しています。

## 自己点検シート

内部統制（法人経営）

※ 非該当項目は斜線／を引いてください

区分	項目	事項	根拠法令等	はい ○	いいえ ×
理事	⑳	欠席 欠席が継続している等、名目化、形骸化した理事がいないか。	指導監査実施要綱 I 4 (3)1、審査基準第3-3		
	㉑	欠員 欠員が生じた場合、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しているか(なお、欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでなお役員としての権利義務を有する)。	法第45条の6第1項、法第45条の7第1項		
	㉒	補欠役員 補欠の役員(定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任をすることができる)の選任を行う場合、定款等に従い適切に選任しているか。	法第43条第2項		
	㉓	理事長 理事長は1名で、理事会で適正に(理事を選任した定時評議員会の終結後、速やかに理事会を開催し)選定しているか。	法第45条の13第2項第3号、第3項		
	㉔	業務執行運営 理事長又は業務執行理事(理事長以外の理事から理事会で選定)が社会福祉法人の業務を執行し、理事会の決定に従って適切な法人・事業運営を行っているか。	法第45条の13第2項第1号、法第45条の16		
理事会	㉕	招集 理事会の招集手続きは適切か(各理事が理事会の招集を行っているか/定款又は理事会で定めた場合は、当該理事が招集を行っているか/招集手続を省略する場合は全員の同意を得ているか)。	法第45条の14		
	㉖	開催 理事会の開催(時期・回数等)は適切か(必要な場合に開催しているか)。	法第45条の13第4項、第45条の9第10項(一般法人法第181条準用)		
	㉗	決議 理事会及び理事会の決議は有効に成立しているか。(書面出席をしていないか(全員の同意による書面決議は可)/定足数(議決に加わることができる理事の過半数)及び決議要件(出席理事の過半数の賛成)を満たしているか/特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていないか)	法第45条の14第4項、第5項、第9項(一般法人法第96条準用)		
	㉘	要議決事項 理事会での要議決事項(※)について、理事等に委任を行っていないか。 ※ 重要な財産の処分及び譲り受け/多額の借財/重要な役割を担う職員の選任及び解任/従たる事務所その他重要な組織の設置など	法第45条の13第4項		
	㉙	業務執行理事 理事長及び業務執行理事は、3月に1回(定款で別段の定め(毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上)可)、自己の職務の執行状況を理事会へ報告しているか。	法第45条の16第3項		
	㉚	専決事項 定款細則等で予め定められた項目に沿って進められた専決事項について、理事会での報告がされているか。	法第45条の16第3項、定款例第24条		
	㉛	議事録(署名又は記名押印) 議事録が書面で作成されているときは、出席した理事(定款で理事長と定めた場合は理事長)及び監事はこれに署名し、または記名押印しているか。	法第45条の14第6項		
	㉜	議事録(備置き、閲覧) 理事会の日から10年間議事録を主たる事務所に備え置いているか。また、評議員・債権者(※)からの閲覧・謄写請求があった場合に、適切に対応しているか。(※理事又は監事の責任を追及するため必要があるとき、裁判所の許可を得た場合に限り。)	法第45条の15第1項～第4項		
監事	㉝	選任方法 適格性要件 監事は、その選任に際して監事の過半数の同意を得たうえで、評議員会により選任され、その適格性要件、構成は適正であるか。(社会福祉事業について識見を有する者か/財務管理について識見を有する者か/各役員の特殊関係者が含まれていないか)	法第43条第1項、第3項、第44条第5項、7項		
	㉞	数、任期 監事の数(2名以上)、任期(2年以内、ただし定款で短縮可)は適切か。	法第44条第3項、第45条		
	㉟	理事会への出席義務、理事の監査 毎回の理事会に出席(義務)するとともに、理事の職務の執行を適切に監査しているか。(必要な場合には、理事及び職員に対し事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することが可能)	法第45条の18第2項、第3項		
	㊱	監査報告書 監査報告書は、評議員会、理事会及び所轄庁に報告後、法人において保存されているか。	法第45条の32第1項		
㊲	監事及び会計監査人選任、解任 評議員会に提出する監事の選任に関する議案の提出(監事の過半数の同意)、評議員会に提出する会計監査人の選任及び再任に関する議案の内容の決定(監事の過半数の同意)、会計監査人の解任(監事の過半数の同意又は(定款で定めた場合)監事全員の同意)手続きを適切に行っているか。	法第43条第3項(一般法人法第72条、第73条準用)			

※ ○印は法人調査書の質問項目と関連する番号を示しています。

## 自己点検シート

内部統制（法人経営）

※ 非該当項目は斜線／を引いてください

区分	項目	事項	根拠法令等	はい ○	いいえ ×	
監事	③⑨	欠席	欠席が継続している等、名目化・形骸化した監事がいないか。	審査基準第3の1(3)、指導監査実施要綱I5(2)2		
	40	欠員	定款で定めた監事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しているか。	法第45条の7第2項		
	41	補欠役員	補欠の役員(定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任をすることができる)の選任を行う場合、定款等に従い適切に選任しているか。	法第43条第2項		
(設置している場合) 会計監査人	42	設置義務定款	特定社会福祉法人(平成29年度から2年間は、収益30億円以上または負債60億円以上と定義されており、以後段階的にその適用範囲が引き下げられる予定)は会計監査人を置いているか、会計監査人を置く(任意設置を含む)場合には、その旨を定款に記載しているか。	法第36条第2項、第37条		
	43	選任方法 適格性要件	会計監査人の選任に際して、監事の過半数の同意を得たうえで、評議員会により選任され、その適格性要件は適正であるか。 (公認会計士又は監査法人であるか/監査法人の場合は職務を行うべき者の通知をうけているか)	法第45条の2		
	44	任期	任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時(再任制度)となっているか。	法第45条の3		
	45	会計監査	法人の計算書類及び附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告書を適切に作成しているか。	法第45条の19第1項、第2項		
(役員等共通等) 責任・報酬等	46	責任	社会福祉法人に対する損害賠償責任を免除する場合、総評議員の同意を得ているか。	法第45条の20第4項 (一般法人法第112条準用)		
	④⑦	報酬 (基準、 規程)	報酬基準について評議員会の承認を得ており、報酬規程が作成・整備されているか。勤務実態に則した支給で、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理状況その他の事情を考慮し、不当に多額なものとなっていないか。	法第45条の35第1項、第2項		
	48	報酬 (支給)	実際に、評議員会の承認を得た基準に従った役員報酬、評議員会報酬等が支給されているか。	法第45条の35第3項		
	49	書類・名簿等	評議員及び役員の選任関係書類、名簿は作成・整備されているか。	法第45条の34第1項		
計算書類等	50	作成、保存	毎会計年度終了後3月以内に、計算書類・事業報告・附属明細書を作成し、作成時から10年間、計算書類及びその附属明細書を保存しているか。	法第45条の27第2項、第4項		
	51	監事監査 会計監査	計算書類、事業報告、これらの附属明細書、財産目録について、監事監査を受け(会計監査人設置法人については、計算書類及び財産目録について会計監査人の会計監査を受け)、理事会での報告、承認等を受けているか。	法第45条の28、第45条の31、 施行規則第2条の40第2項		
	52	評議員への提供	理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、上記の承認を受けた計算書類・事業報告・財産目録・監事監査報告(会計監査報告)を評議員に提供しているか。	法第45条の29、 施行規則第2条の38第2項		
	53	評議員会の承認、報告等	評議員会において、計算書類については承認を受け(会計監査人設置法人については報告で足りる)、事業報告については報告を行っているか	法第45条の30、 法第45条の31		
	54	備置き 閲覧	計算書類等(計算書類、事業報告、これらの附属明細書、監査報告、会計監査報告)を、定時評議員会の日2週間前の日から、5年間主たる事務所に、3年間その写しを従たる事務所に備えているか。また、これらについて閲覧請求があった場合に、適切に対応しているか。	法第45条の32		
	55	備置き 閲覧	財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準、事業の概要その他省令で定める事項を記載した書類)について、毎会計年度終了後3月以内に作成し、5年間主たる事務所に、3年間その写しを従たる事務所に備えているか。また、これらについて閲覧請求があった場合に、適切に対応しているか。	法第45条の34第1項～第4項		
	⑤⑥	所轄庁への届出	計算書類等(計算書類、事業報告、これらの附属明細書、監査報告、会計監査報告)、財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準、事業の概要その他省令で定める事項を記載した書類)について、所轄庁への届出を行っているか。	法第59条、 第45条の32第1項、第45条の34第1項、2項		

※ ○印は法人調査書の質問項目と関連する番号を示しています。

## 自己点検シート

内部統制（法人経営）

※ 非該当項目は斜線／を引いてください

区分	項目	事項	根拠法令等	はい ○	いいえ ×
計算書類	57 公表	次の事項を公表しているか 定款(所轄庁認可を受けた直近のもの)／(評議員会の承認を受けた)報酬等の支給の基準／計算書類、役員等名簿及び事業の概要その他省令で定める事項を記載した書類(個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)	法第59条の2第1項、施行規則第10条		

法人事業、人事、資産管理

社会福祉事業	58 定款	定款に記載すべき事業が記載され、当該事業が適切に行われているか。	法第31条第1項第3号、定款例第1条、審査基準第1		
	59 設置、運営	関係法令通知による設置及び運営の基準に則して適正に運営されているか。	法第65条、第74条、老人福祉法等		
人事	60 施設長	施設長等重要な職員の任免に当たっては、理事会の議決を経ており、施設長としての資格を有する者が就任しているか。	法第45条の13第4項第3号、審査基準第3の7(7)、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条		
	61 職員	(施設長以外の)職員の任免が適正に行われているか。	定款例第22条第3項、審査基準第3の7(7)		
	62 規則	就業規則、給与規程が規定されているか。	労働基準法第89条		
	63 研修	職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられているか。	法第90条第1項		
資産管理	64 財産	法人の所有する財産がすべて財産目録に記載され、登記も行われているか。また、定款記載財産が財産目録と登記簿に合致しているか。	会計基準第31条、施行規則第2条第4項、指導監督徹底通知5(6)ウ		
	65 処分、担保	基本財産を理事会決議及び評議員会決議、所轄庁の承認を得ずに処分し、貸与し又は担保に供している事実はないか。	定款例第29条、審査基準第2の2(1)ア		
	66 権利設定	不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合、その事業の存続に必要な期間の賃借権又は地上権を設定し、かつ、登記されているか。	審査基準第2の1(1)		
	67 基本財産(定款、管理運用)	法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産はすべて基本財産とし、定款に記載されているか。また、基本財産及びその他財産の管理運用は安全な方法で行われているか。	審査基準第2の2(1)、第2の3(1)～(2)		

会計管理

会計管理	68 規程	経理規程を、会計基準等の関係法令に沿って不備なく適正に制定し、規程に沿った会計処理が行われているか。	運用上の留意事項1(4)		
	69 責任者	会計責任者を置き、出納職員と兼務となっていないか。	運用上の留意事項1(1)、(2)		
	70 予算	予算は定款及び経理規程の定めに従い適正に編成され、執行されているか(年度開始前に理事長において編成され、定款の定めに従い、理事会の承認又は理事会の決議を経て評議員会の承認を得て作成されているか)。	定款例第10条、第31条		
	71 予算(補正)	予算の執行に当たって変更を加えるとき(補正予算)は、定款の定めに従い、あらかじめ理事会の承認又は理事会の決議を経て評議員会の承認を得ているか。	定款例第10条、第31条		

※ ○印は法人調査書の質問項目と関連する番号を示しています。

## 自己点検シート

### 会計管理

※ 非該当項目は斜線/を引いてください

区分	項目	事項	根拠法令等	はい ○	いいえ ×
	72 会計帳簿 (作成)	すべての拠点区分について、下記の会計帳簿が整備されているか。 仕訳日記帳/総勘定元帳/試算表/伝票/証憑書類/補助簿	運用上の留意事項 2(3)、 会計基準第2 条		
	73 会計帳簿 (保存、 閲覧)	会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しているか。また、評議員会から会計帳簿の閲覧請求があった場合や、裁判所の申立て、職権による提出の命令があった場合には適切に対応しているか。	法第45条の 24、第45条 の25、第45 条の26		
	74 会計の区分	会計は適切に区分(事業区分(社会福祉事業、公益事業、収益事業)、拠点区分、サービス区分)されているか。	会計基準 第10条		
	75 収入、支出	収入、支出の会計処理は、会計基準及び経理規程に基づき適正に行われているか。	定款例第34 条、運用上 の留意事項1 (4)		
	76 資金移動	資金移動にかかる処理は適正に行われているか。	運用上の 留意事項11		
	77 繰越	前年度の各帳簿残高(次期繰越活動増減差額・積立金・引当金等)が適正に繰り越されているか。	雇児発第 0312001号6 (1)		
	78 1年基準	1年基準が適用されている科目(設備資金借入金、長期運営資金借入金、リース債務等)について、適切に振替が行われているか。	会計基準第 13条、 運用上の取 扱い6、運用 上の留意事 項24イ		
	79 内部取引	内部取引の相殺消去が適切に行われているか。	会計基準 第11条		
会計管理	80 注記	法人全体及び各拠点区分ごとの注記を適切に作成しているか。	会計基準 第29条		
	81 貸借対照表 事業活動 計算書	貸借対照表の次期繰越活動増減差額と、事業活動計算書の次期繰越活動増減差額の金額が一致していることを確認したか。	会計基準第 22条第6項、 第26条第2項		
	82 貸借対照表 資金収支 計算書	貸借対照表の「流動資産－流動負債」(1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられていたもの、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く)を除く)の金額と、資金収支計算書の当期末支払資金残高とが一致していることを確認したか。	会計基準 第13条、 第16条第4項		
	83 貸借対照表 (積立金等)	純資産の部の〇〇積立金と、資産の部、その他の固定資産の「〇〇積立資産」との関係について確認したか(両者は一致しているか。〇〇積立資産の方が多い場合(〇〇積立資産は計上されているが対応する〇〇積立金の計上が全くない場合を含む)には、当該超過相当額については資金管理上の理由等で積立資産を保有している場合に該当するか。	運用上の 留意事項 19(1)		
	84 貸借対照表 (対前期 比較)	前期と当期の貸借対照表の金額を比較し、金額の大幅な増減があった場合、責任者等に質問を行い、合理的であると確認したか。	会計基準 第25条		
	85 資金収支 (予算・実績 比較)	資金収支計算書の予算と実績を比較し、金額の大幅な増減があった場合、責任者に質問等を行い合理的であると確認したか。また、予算外の新たな義務の負担や権利放棄等について、定款の定めに従い、あらかじめ理事会の審議を得ていることを確認したか。	会計基準 第16条第6項		
	86 現金	現金は安全確実な方法で運用管理され、保管責任者は明確か。また、貸借対照表の現金残高について、決算日現在の金銭残高金種別表で、出納担当以外の者による実査が実施されていることを確認したか。	審査基準 第2の3(2)、 運用上の 留意事項1		
	87 預金等	すべての通帳、当座預金照合表、預金証書等を入手し、決算日現在の残高がすべて貸借対照表に計上されていることを確認したか(残高ゼロ確認も含む)。	運用上の 留意事項1		
	88 未収金	未収金の回収が適切に行われているか。また、長期化している未収金について実態を把握し、徴収不能となった場合には適切な会計処理が行われているか。	会計基準 第4条第4項		
	89 預金 有価証券	全ての預金、有価証券が法人名義になっており、管理運用は安全な方法で行われているか(時価等の著しい下落や、ハイリスクのものはないか)。	審査基準 第2の3(1)		
90 寄附金	寄附金台帳及び寄附申込書により、寄附金品の募集・受け入れが適正に行われていることを確認したか。	運用上の 留意事項9、 指導監査徹 底通知5(4) エ			

※ ○印は法人調査書の質問項目と関連する番号を示しています。

## 自己点検シート

会計管理

※ 非該当項目は斜線／を引いてください

区分	項目	事項	根拠法令等	はい ○	いいえ ×
会計管理	⑨1	借入金 法人の借入れが事業運営上の必要によりなされたもので、借入金及び償還計画は、理事会(評議員会の決議事項とした場合は理事会及び評議員会)の議決を得ているか。また、借入金の償還財源は適正か。	法第45条の13第4項第2号、法第45条の8第2項、運用上の留意事項8		
	⑨2	贈与 贈与契約は適正に履行しているか。	運用上の留意事項9、指導監査徹底通知5(2)ア		
	93	退職給付引当金 退職一時金に係る債務について、適正な額が退職給付引当金として計上されているか。	運用上の留意事項18(3)、21		
	⑨4	預り金 利用者からの預り金について、別会計(将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭については除く)での適正な経理が行われているか。責任者に質問を行い、管理・報告が適正であることを確認したか。	運用上の留意事項1の(3)、指導監査徹底通知5(4)エ		
	95	運営費 資金用途制限を受けている施設を運営している法人は、適用される通知に従った運営がなされていることを確認したか。	雇児発第0312001号3(2)		
	96	人件費 給与台帳に記載されている職員が実在し、出勤簿の出勤状況、源泉徴収及び社会保険納付状況も合わせて確認したか。	指導監査徹底通知5(3)ア		
	⑨7	契約 契約は、雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号通知に定められた方法によって適正に行われているか(当年度新たに締結した契約については特に)。	入札契約等の取扱い		
	⑨8	随意契約 価額による随意契約を締結する場合には、複数業者間での比較等を行い、合理的理由をもって契約を行っているか。	入札契約等の取扱い1(4)		
	99	入札 入札が行われた場合、入札記録により複数の役員あるいは評議員が立ち会っていることを確認したか。	指導監査徹底通知5(2)ウ		
その他	⑩00	登記事項 登記事項について変更があった場合、変更登記を行っているか。	組合同等登記令第3条第1項		
	101	防災対策 防災対策及びその実施体制が確立されているか。	消防法第186号		
	⑩02	情報提供 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況について関係者(利用者、地域住民等)に対する情報提供が適切に行われているか。	法第75条第1項、法第59条の2第1項第3号		
	⑩03	サービス苦情対応 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。福祉サービスに関する苦情解決の取組(第三者委員の設置、苦情内容・解決結果の公表)が行われているか。	法第78条第1項、法第82条		
	⑩04	印鑑等 法人及び法人代表者の印鑑は適切に管理されているか。	指導監査徹底通知5(6)エ		